

「第一次四ヶ年計画期ドイツ国民社会主義 失業対策 1933-36」(上)

中 村 一 浩

- 一、失業問題の深刻化
- 二、ヴァイマル共和制下の失業対策
- 三、ナチス党政権の登場と失業問題
 - 1. 雇用創出策の財源
 - 2. ヒトラー政権の失業対策
 - (1) 第一次失業減少法
 - (2) 統計操作
 - (3) 「二重所得者」追放キャンペーン
 - (4) 機械力使用の制限
 - (5) 短縮労働
 - (6) 職業訓練講習の実施
 - (7) 反体制派の解雇と職場交替
 - (8) 第二次失業減少法
 - (9) 高失業地域への移住禁止
 - (10) 国家及び党機関による雇用拡大
 - (11) 軍 拡
 - (12) 勤労奉仕団 (以上本号)

一、失業問題の深刻化

第一次世界大戦前に於ては、失業問題は主として不熟練労働者や中高年労働者にかかわるものであったし、仮に景気後退があったとしても、雇用機会はまだ残されていたから、この問題が重大な社会問題として意識されるには至って⁽¹⁾いなかったのであるが、戦後の失業は規模の上でも、失業構造の上でも遙かに深刻なものとして現われて来た。その後悪夢のようなハイパーインフレーションが収束し、短かい相対的安定期に入っ

た1924年になると、ドイツの失業者数は年平均でほぼ91万人の水準にあり、翌25年には年平均で約65万人に迄減少したが、25/6年の恐慌を契機として26年以降は増勢に転じ、とりわけ29年10月24日に始まった世界経済恐慌がドイツ経済に深刻な打撃を与えたことに因り、1930年代のドイツの失業率は他の欧米諸国のそれと比較してアメリカと並びひとときわ高い水準を示すこととなった(表1参照)。1932年2月末にドイツの失業者数は遂にその頂点(612万8000人)⁽²⁾に達したのであったが、この数字はあくまでも職安(Arbeitsamt:労働公署)に於ける有効求職者数に外ならず、それ以外に職安に届け出なかつたり、社会福祉事務所(Wohlfahrtsamt若しくはFürsorgeamt)の援助を仰ぐことを潔しとせず、その結果統計上把握されなかつた言わば「目に見えざる失業者(un-

表1 ドイツの人口=雇用者・失業者

年	人口(年間平均)	雇用者(軍人を除く)	失業者
1913	66,978	30,104	
1922	61,900		
1923	62,307		
1924	62,697		910
1925	63,166	30,891	650
1926	63,630	29,709	2,010
1927	64,023	31,820	1,350
1928	64,393	32,387	1,350
1929	64,739	32,121	1,892
1930	65,084	30,338	3,076
1931	65,423	27,968	4,520
1932	65,716	25,987	5,575
1933	66,027	26,540	4,804
1934	66,409	28,684	2,718
1935	66,871	29,939	2,151
1936	67,349	31,262	1,592
1937	67,831	32,592	912
1938	68,558	33,734	429

出典：H.Lampert, *Sozialpolitik*, Berlin, Heidelberg, New York 1980, S.138.

表2 1930-33年のドイツに於ける失業の総規模 (単位:100人)

	「目に見える」 届出失業者 (1)	目に見える失業 者と「目に見え る失業者」(2)	そのうち手当を受 けていない失業者	
			(3)	(2)に占める割合(%)
1930年				
第1四半期	3,366	3,920		
第4四半期	3,699	4,115	1,339	32.5
1931年				
第1四半期	4,972	5,982	1,593	26.6
第4四半期	5,060	5,943	1,989	37.5
1932年				
第1四半期	6,128	7,619	2,303	30.3
第4四半期	5,355	6,704	2,520	37.6
1933年				
第1四半期	6,001	7,781	2,463	31.6
第4四半期	3,715	5,172	1,893	36.6

※数字は四半期平均ではなく、全て各四半期の真中の月の終わり現在の数であり、「目に見えざる」失業者の数のみが四半期平均によっている。

(1): 職安の報告による。

(2): ヘマーの見積もった失業者実数

出典: H.A.Winkler, *Der Weg in die Katastrophe. Arbeiter and Arbeiterbewegung in der Weimarer Republik 1930 bis 1933*, Berlin, Bonn 1987, S.24.

sichtbare Arbeitslose)」が多数存在していたことはよく知られている。当時の統計学者ヴィリ・ヘマー (Willi Hemmer) は1932年2月末のその数を149万1000人と見積もっているから、失業者総数は761万9000人であったことになる。こうした意味に於ける失業者総数が頂点に達したのは、1933年2月末のことであり、その数778万1000人であったという(表2参照。但し、「目に見える失業者 sichtbare Arbeitslose」数は、600万1000⁽⁴⁾人とやや減少していた)。同年の総人口が6602万7000人(前年は6571万6000人)であり、軍人を除く雇用者数が2654万000人(前年は2598万7000人)であり失業者数⁽⁵⁾は当時の労働力人口の約1/3に達していたとする指摘もある程であるから、この数字が如何にドイツの労働者に重くのしか

表3 ヴァイマル共和国に於ける失業の推移

年	1920				1921				1922			
各月末	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
A												
B	330	323	333	410	413	314	186	165	116	20	17	85
C												
D												
E												
F												
G	1.9	4.0	4.5	4.1	3.7	3.0	1.4	1.6	1.1	0.6	0.8	2.8
H												
年	1923				1924				1925			
各月末	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
A												
B	222	186	534	1,534	695	426	514	536	466	195	266	1,499
C												
D												
E												
F												
G	5.6	4.1	9.9	28.2	16.6	10.5	10.5	8.1	5.8	3.5	4.5	19.4
H					9.9	19.4	17.5	6.5	5.1	5.2	8.5	19.8
年	1926				1927				1928			
各月末	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
A				12,416	13,947	14,689	14,607	17,904	18,736	20,183	20,234	18,611
B	1,942	1,741	1,394	1,749	1,121	541	355	1,188	1,011	611	577	1,702
C					223	208	137	172	198	114	87	127
D				2,390	1,920	1,193	867	1,926	1,673	1,207	1,157	2,545
E												
F												
G	21.4	18.1	15.2	16.7	11.5	6.3	4.6	12.9	9.2	6.2	6.6	16.7
H	21.7	17.2	12.7	7.3	4.4	2.7	2.4	3.1	3.7	5.9	6.9	7.5
年	1929				1930				1931			
各月末	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
A	18,828	20,775	20,576	18,761	18,597	19,403	18,957	17,125	16,677	17,908	17,128	15,29
B	1,899	723	749	1,775	2,053	1,469	1,493	2,166	2,317	1,412	1,345	1,642
C	192	207	162	210	294	366	473	667	924	941	1,140	1,506
D								761	940	1,017	1,203	1,563
E	2,671	1,495	1,527	2,895	3,091	2,696	3,067	4,439	4,830	4,083	4,460	5,746
F				2,851	3,041	2,641	3,004	4,384	4,744	3,954	4,355	5,668
G	16.9	8.5	9.6	20.1	21.7	19.6	22.3	31.7	33.6	29.7	35.0	42.2
H	8.0	6.7	6.8	8.5	12.6	12.6	15.1	16.7	18.9	17.7	22.1	22.3
年	1932				1933							
各月末	3月	6月	9月	12月	1月							
A	11,934	12,779	12,834	12,983	11,487							
B	1,579	940	618	792	953							
C	1,744	1,544	1,231	1,281	1,419							
D	1,944	2,164	2,047	2,407	2,439							
E	6,126	5,600	5,280	5,921	6,119							
F	6,034	5,476	5,103	5,773	6,014							
G	44.6	43.1	43.6	45.1	46.2							
H	22.6	22.4	22.7	22.7	23.7							

- A 疾病金庫統計による雇業者*
- B 失業保険基本給付受給者 (Hauptunterstützungsempfänger in der Arbeitslosenversicherung)
- C 危機扶助基本給付受給者 (Hauptunterstützungsempfänger in der Krisenunterstützung)
- D 生活保護を受けている失業者 (Wohlfahrtserwerbslose)
- E 職安による有効求職者
- F 職安に於ける失業者
- G 労働組合員100人中の失業者
- H 労働組合員100人中の短時間労働者

*1927年9月迄は総数のうち約5,800が、その後は約8,000がライヒ法上の疾病金庫

出典：L.Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1978 (Nachdruck), S.166f.

かっていたかは容易に推察できよう。そして、このような情況こそがヴァイマル共和国の終焉を早め、ナチス党の政権獲得にも大いに寄与したのである。大量の失業者の存在が経営者の先制支配を保障した所謂「経営協同体」体制の成立にとって格好の土壌を提供したことは、言う迄もない。

二、ヴァイマル共和制下の失業対策

イギリスと異なり、ドイツでは前述の如く失業問題は第1次世界大戦以前は重大な社会問題となっていなかった。低失業率を背景として、労働組合を通じての労働者の自助努力や一部の地方公共団体に於ける職業紹介制度と結び付いた形での失業保険制度に⁽⁷⁾限られていた失業者救済策を以てしては第1次世界大戦突入に伴う消費財生産から軍需生産への⁽⁸⁾転換のもたらした経済的混乱を契機に激増した失業者に到底対応できなくなった為、ドイツでもようやく国家による失業対策が1914年から始まった。⁽⁹⁾しかし、総力戦の展開により失業問題の深刻化は当面回避され、終戦直後の復員等による失業者の大幅増大はあったものの、1919年以降1923年迄の間にかけて情況は改善されていった(表3参照)。

ところが、1923年1月11日に始まったフランス及びベルギーによる石炭産出の中心地でありドイツ経済の中枢をなすルール地方の占領・封鎖はドイツ経済に甚大なる打撃を与えたばかりか、ルール地方からの租税徴収不能と占領に対する同年9月27日迄続いた官民の消極的抵抗支援の為の不生産的経費負担の増大は財政破綻とライヒスパンクによる通貨増発を招き、8月から11月にかけて破滅的インフレがドイツを襲った。こうした事態のそもその源は、ヴェルサイユ条約に基づき1921年5月5日連合賠償委員会よりドイツに対して通告された総額1320億金マルクの賠償金の過大な負担であったことは言う迄もない。そこで、1923年10月15日 Rentenbank が創設され、翌11月15日には Rentenmark (= 1兆マルク) 発行の開始により 1ドル = 4兆2000億マルクの水準でドル為替相場の安定が達成され、爾後デフレ政策と緊縮財政の推進を通じて同年末にはインフレは収束することになった。⁽¹⁰⁾インフレからデフレへの転換は、失業者の増大をもたらし、以後ヴァイマル共和制はその崩壊

に至る迄この問題への対応に腐心することを余儀なくされたのである。

ところで前世紀の1880—90年代に於て失業保険や国家の労働紹介の法制化は、未だ焦眉の課題とはなっていなかった。失業問題への対応が先ず労働組合と地方自治体により始められたことは前述の通りであるが、加えて経営者連盟の職業紹介機関も登場し、第一次世界大戦には2000以上の公的・私的職業紹介機関と約7000の職業紹介業者が存在していたと言われる⁽¹¹⁾。1910年に帝国議会は、職業紹介事業の認可条件を定めた職業周旋者法 (Stellenvermittlergesetz vom 2. Juni 1910, RGBI. 1910I, 860) を成立させていたが、労働組合や都市では失業に備えた共済金庫も登場し、中にはそうした既存の機関への補助金の給付(「ヘント・システム」と称せられている)を行なう都市も見られた。

1914年の開戦を契機に失業者が激増し、同年8月に政府は「ライヒ職業紹介本部 (Reichszentrale für Arbeitsnachweise)」を設立し、労働需給の調整に乗り出し、急増した共済基金の負担軽減を図ったが、共済基金を抱える労働組合や都市は失業給付への国庫助成を要求した。しかし、開戦後数ヶ月にして失業者の減少をみると共に立法化は当面遠のくこととなった。

1918年のドイツ敗戦により情勢は一変した。約600万人の復員兵が職を求め、1919年始めには100万人以上の失業者が存在するところとなったからである。既に1918年11月13日の「失業者扶助令 (Verordnung über die Erwerbslosenfürsorge)」が出され、市町村に失業者の扶助(額は一定せず)が義務付けられ、支出の50%を国が、33%を州が負担することとし、1923年以降は労使が失業扶助の為の拠出義務を負い、給付に当たっては困窮審査 (Bedürftigkeitsprüfung) の結果が前提とされた。また、1918年12月には国庫助成を以てする職業紹介の拡大が行なわれ、職業紹介の権限は、復員局 (Demobilmachungsamt) からライヒ労相へ、次いで1920年1月15日設立のライヒ職業紹介局へと移譲された。1922年10月1日職業紹介法 (Arbeitsnachweisgesetz) が施行され、中立性と非営利性の原則の下に、営利的職業紹介が禁止された。大戦終結以後失業保険問題が論議されるようになり、従来適用されていた (Fürsorgeprinzip) に代わるものとして保険原理が急速に採用されることとなった。しかし、産業部門間で危険負担をどのように調整すべきか、或いは組織を疾病保険に倣っ

たものとするべきか、それとも保険と職業紹介の結合が優先されるべきかなどといった問題が残されていた。また、掛金を基礎とする点での合意は得られたが、国や地方自治体の負担をどうするかについては、決着がつかなかった。しかも、件のインフレが法案審議の遅延に拍車をかけ、1919年以降法案の撤回・修正が繰り返された。そこで、暫定的措置として1926年に失業扶助期間満了後の手当としての危機扶助(Krisenfürsorge)が立法化され、経費の3/4国庫負担は維持され、地方自治体も負担するものとされた。結局「職業紹介・失業保険法(Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 16.7.1927,RGBI.1927I,187)」が施行されたのは1927年10月1日のことであったが、その骨子は次の如きものであった：

- ① 政労使三者構成の自治制を有する公法上の団体である「ライヒ職業紹介・失業保険局(Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)」及び下部機関たる「州職業安定所(Landesarbeitsamt)」・「職業安定所(Arbeitsamt)」の設立。
- ② 失業手当(Arbeitslosengeld)の法的請求権を認め、従来の失業扶助(Erwerbslosenunterstützung)制度を廃止、最長26週間の扶助期間経過後の危機扶助(Krisenunterstützung)はライヒ職業紹介・失業保険局の任務として維持される。
- ③ 職業紹介及び職業指導はライヒ職業紹介・失業保険局に義務付け、職業紹介をその独占下に位置付ける(例外有り)。
- ④ 疾病保険及び職員保険の加入者を被保険者とする。
- ⑤ 専ら被用者及び使用者の掛金(合計3%)を財源とし、疾病金庫がこれを徴収する。

しかし、失業保険法施行後1927年～28年は好景気であったにも拘らず基本手当受給者は60～30万人迄しか減少せず、その上に10～20万人の基本手当受給者が新設の危機扶助により加わることとなり、やがて1928～29年の冬と共に失業者数が急増し(表3参照)、失業保険及び危機扶助による基本手当受給者の総数は1929年に於ては75～200万人の幅で変動することとなった。しかもその上に市町村の生活保護を受けている者の中に数十万人の労働能力を有しながら国の制度上は保険が切れてしまった失業者が存在することが認識されるようになった。因みに、失業

者総数は1930年に当局から報告されたところによれば、275～325万人であり、その上に「生活保護を受けている失業者(Wohlfahrtserwerbslosen)」が30～50万人いるものと各都市が報告している⁽¹³⁾。1929年のうちにもうライヒ職業紹介・失業保険局は財政的危機に直面することとなり、同じく財政的危機に陥っていた政府の支援(貸付金・補助金)を抑がなければならなくなった。そこで失業給付の減額案(経営者及び政党ではとりわけDVPが支持)と保険料引き上げ案(労働組合及びSPD閣僚が支持)の二者択一を迫られることとなり、暫定的措置として給付の削減と1930年6月迄の期限附の保険料引き上げ(3.5%へ)が行なわれたが、失業者の一層の増大による財政悪化に新たな対策を迫られ、給付水準のこれ以上の引き下げに反対するSPDと、保険料の引き上げ或いは国債による財政赤字の増大を拒否する其他の連立与党(DVPなど)との抜き差しならぬ対立によりH. ミュラー(SPD)を首班とする大連立内閣は1930年3月27日に崩壊し、翌日中央党のプルーニングを首班とするSPD抜きの新連立内閣が成立したのである。しかし、その間にも失業者数の増大は続き、プルーニング内閣は国家財政と失業保険の建て直しを図らんとしたが、国会の承認を得られず、国会の解散と総選挙が行われた。この選挙に於ては、前回の選挙(1928年)で僅か12議席(総議席数491)にすぎなかったナチス党が一举に107議席(総議席数577)を獲得し、SPD(143議席)に次ぐ第二党に躍進し、ヴァイマル共和国の終焉が予告される。1930年7月26日の緊急命令により、給付の制限と国庫補助の増額、保険料の4.5%への引き上げが行なわれたが、財政赤字は増え続け、国庫全額負担回避の為に保険料は1930年10月に6.5%へと更に引き上げられた。同時に危機扶助に充てる支出を抑制しようとして、市町村の負担を増大させた。益々増加する失業者は、失業保険から危機扶助を経て一般的扶助へという道を辿った。因みに1931年主には、総年450万人の失業者はこれら3分野に各々約1/3ずつ分布して扶助を受けていた(前掲表3参照)。このような保険料の急激な引き上げを以てしても財政の均衡は達成されず、1931年6月5日の緊急令により失業保険と危機扶助の扶助率の大幅な引き下げと給付制限が行なわれ、遂には失業保険の一時停止と必要に応じた失業救済への復帰が巷間論議されるようになった。1932年に再度扶助率の引き下げと保険給付の6週間への制限が行なわれ、その後

「第一次四ヶ年計画期ドイツ国民社会主義失業対策 1933-36」(上)

給付は困窮度の如何によるものとされた。同年11月市町村の破滅的負担を防ぐ為、危機扶助から給付打ち切りが1933年3月迄の間廃止されることとなったが、当初は冬期⁽¹⁴⁾についてのみ考えられていたこの措置は、その後も存続した。

表4 職員の失業状況

集計月(月末現在)	A(労働者+職員)	B(職員のみ)	B/A(%)
失業扶助受給者+危機扶助受給者			
1927年 3月	1,330,828	119,227	9.0
6月	736,052	90,943	12.4
9月	476,857	79,958	16.8
12月	2,390,765	86,298	3.6
1928年 3月	1,194,916	93,792	7.8
6月	716,986	86,681	12.1
9月	663,945	79,712	12.0
12月	1,829,716	92,722	5.1
1929年 3月	2,091,439	113,211	5.4
6月	929,579	114,990	12.4
9月	910,245	107,026	11.8
12月	1,984,811	117,900	5.9
失 業 者			
1930年 3月	3,040,797	204,153	6.7
6月	2,640,681	224,013	8.5
9月	3,004,275	261,274	8.7
12月	4,383,843	296,369	6.8
1931年 3月	4,743,931	339,466	7.2
6月	3,953,946	357,439	9.0
9月	4,354,983	384,274	8.8
12月	5,668,187	430,011	7.6
1932年 3月	6,034,100	494,900	8.3
6月	5,475,778	519,735	9.5
9月	5,102,750	510,563	10.0
12月	5,772,984	521,820	9.0
1933年 3月	6,013,612	577,693	9.6

北 星 論 集(経) 第 27 号

性 別 (構成比)

集計月(月末現在)	男子失業者(%)	女子失業者(%)
1927年 12月	76.9	23.1
1928年 12月	74.9	25.1
1929年 12月	70.9	29.1
1930年 12月	67.2	32.8
1931年 12月	68.7	31.3
1932年 12月	69.0	31.0

職種別

集計月(月末現在)	職種*	男子失業者(%)	女子職員
失業扶助受給者+危機扶助受給者			
1927年 12月	イ	68.4	82.1
	ロ	16.4	16.0
	ハ	13.7	0.4
1928年 12月	ニ	1.5 計100.0	1.5 計100.0
	イ	66.1	79.8
	ロ	14.3	17.5
1929年 12月	ハ	18.0 計100.0	0.8 計100.0
	ニ	1.6	1.9
	イ	66.3	81.5
1930年 12月	ロ	11.9	17.0
	ハ	20.9	0.7
	ニ	0.9 計100.0	0.8 計100.0
失 業 者			
1931年 12月	イ	64.8	80.6
	ロ	9.8	17.1
	ハ	24.3 計100.0	0.7 計100.0
1932年 12月	ニ	1.1	1.6
	イ	62.5	80.1
	ロ	8.7	16.1
1933年 12月	ハ	27.4 計100.0	0.9 計100.0
	ニ	1.4	2.1
	イ	63.3	82.2
1934年 12月	ロ	8.9	14.3
	ハ	26.2	1.1
	ニ	1.6 計100.0	2.4 計100.0

* イ 商業使用人 ロ 事務職員
 ハ 技術職員 ニ 自由業及び其他

出典：Preller, a.a.O., S. 168f.

1932年3月末の612万6000人の失業者は、同年9月末には528万人へと減少したが、翌年1月には再び600万台に増加している。この数字は定義変更など立法者による様々の措置を通じて多数の失業者を統計上排除した上でのものであったから、実際の失業者総数は前述の如く700万人を上回っていたのである。しかし、事態の深刻さは、これだけにとどまるものではなかった。失業者の背後には更におびたしいその家族が存在していたからであり、これらが相俟って巨大な大衆困窮が醸成されていた。業種によっては、例えば建築業のように90%以上の労働者が失業中という情況に陥ったところも見られ、1931年末以降は労働組合員の約半数が失業者(労組統計)という状態が続いていた。加えて雇用者中の約1/4が短時間労働(Kurzarbeit)に従事させられていた。⁽¹⁵⁾こうした情況は職員と同様であった。プレーヤーによると、1927年に於て全職員中に占める失業者の割合は年平均で2.4%であったが、1929年以降は失業率が絶え間なく増大し、1932年になると13.6%以上へと跳ね上がっている。零細な自営業へと転身したり、労働者として就労する途を選択し、失業統計に反映されなかった元職員の存在を考え併せるならば、上掲の失業率は現実には更に高いものであったことが容易に推測される。とりわけ1930年迄は女子職員の失業率の高さが目立っている。1930年以降の女子の失業率の低下は、失業した女子職員が「家事手伝い」などの形で「見えざる失業者」の中に包摂されていったことにより説明しうるであろう。⁽¹⁶⁾男子職員の失業は、技術系職員から職工長へと波及していった。技術系職員の失業が男子職員の失業の中に占める比率は1927年と1931/2年とを対比するならば2倍に増大しており、事務系職員の場合には逆に比率が半減しているのと対照的である。⁽¹⁷⁾(表4参照)。

三、ナチス党政権の登場と失業問題

ヴァイマル共和国は、経済危機の中で失業問題と苦闘を重ね、遂にその成果を見ることなく、1933年1月30日ヒトラー政権の誕生を以て終焉を迎えることとなった。同政権が選挙によるナチス党の第一党への躍進を背景として成立した以上、その課題が何よりも先ず経済危機の克服による失業問題・大衆困窮の解決であることは誰の目にも明らかであっ

た。政権の基盤固めとナチス党支配体制の確立を目指して、政権獲得後約半年間に様々な措置がとられていったが⁽¹⁸⁾、その第一歩としてヒトラーは1933年2月1日の放送演説を通じて国民に対して雇用創出をめぐる具体的成果を次のように公約している——「4年以内にドイツ農民は窮乏化から救出されねばならぬ。4年以内に失業は最終的に克服されなければならぬ」と。工業生産が世界恐慌の前年(1928年)の約半分の水準に迄落ち込み、「目に見える失業者」だけでも600万人を上回っていたにも拘らず、ヒトラー政権は失業者を速やかに減少させ、政権発足後2年にして「失業対策の成果」を「目に見える」形で示したのであった。「目に見える失業者」は1933～6の3年間で1/3以下に減少し、ドイツに於ては1920年代前半のハイパーインフレーション期以後初めて「完全雇用」が達成された。かくして「ヒトラーは失業を無くした」という伝説が生まれるに至ったわけである。しかし、この伝説については、その実態を詳細に再吟味してみる必要があるように思われる。「伝説」は社会科学の領域にはなじまないからである。

1. 雇用創出策の財源

ヒトラー政権が1934年末迄に雇用創出の為に投入した資金は50億RMにのぼり、それは同時期の全産業投資の3倍以上に相当するものであったといわれる⁽²¹⁾。

周知の如くシュライヒャー前政権(1932.12.3～1933.1.28)は、ナチス党左派のグレゴール・シュトラッサーを抱き込み、自由労働組合をも含む「労働組合枢軸」を形成するなどして政権の基盤固めを行なおうと試みたが、ヒトラーによるシュトラッサーの党除名や自由労働組合の拒否などによりその企図は政権発足直後にみじめな挫折をみるどころとなった。しかし、「社会的将軍」と呼ばれたシュライヒャーは、他方で雇用創出政策への取り組みに意欲を示し、その旨を政権発足当日の声明でも明らかにしているし、臨時ライヒ経済諮問委員(1928～33)であり、景気政策の「改革」を主張していたギュンター・ゲレーケ(Günther Gereke, 1893—1970)を雇用創出担当コミッサールに任命することによってその決意を明示した。ところが、労働組合との提携や「倒産回避」の為に協約賃金引き下げの可能性を認めた労働者にとって非常に苛酷な1932年9月4日の

緊急令の廃止などに対して不満と不信の念を募らせていた大資本家層は、シュライヒャー政権がパーベン政権(1932.6.1~11.12)の路線から外れないように圧力を加え始めることとなった。

パーベン政権の雇用創出への取り組みは、ブリューニング前政権の策定した総額僅か1億3500万RMの資金に基づく雇用創出プログラムを1932年6月14日の緊急令で実行に移すだけという当初は極めて消極的なものであり、他方では6月4日の首相就任声明の中で「道徳的刷新」を訴え、福祉国家によって生み出された「道徳の風化」と過度の権利意識と戦う為にと称して緊急令による賃金及び社会給付の引き下げを強行したのである。件の1億3500万RMは、交通・水利事業や農業構造改善といった公共事業による雇用創出資金に充てられ、それ以外には自発的勤労奉仕の為の資金が2200万RMから4000万RMへと増額されただけであった。ライヒ労相フーゲー・シェファー(Hugo Schäffer, 1875-1969)ですら、件の緊急令の2週間後の6月28日に政府の内部討議の席上雇用創出資金の1億5000RMへの増額を要求している。ところが、1932年6月16日からローザンヌで開かれたドイツの賠償をめぐる会議の結果、ドイツの賠償債務が当初(1921年4月27日ロンドン会議)の1320億金マルクから30億金マルクへと大幅に減額され(7月8日)、公共事業拡大の為の資金増額の途が開かれることとなり、7月21日にパーベン内閣は雇用創出資金の額を2億700万RMへと増額することを決定した。これはその前日にプロイセンのブラウン(SPD)政権を大統領緊急令を以て罷免し、ヴァイマル共和制を支える最後の拠点を潰すことに成功したパーベンの間近に迫った選挙(7月31日)向けのジェスチャーであったが、選挙結果はNSDAPの大勝に帰したのであった。そこで、8月末にパーベンは新しい経済プログラム(所謂「パーベン・プラン」)を発表した。これにより雇用創出資金は3億RMへと更に増額されることとなり、道路建設(1億2000万RM)、地下建設工事(5200万RM)、農業土地改良(5100万RM)、郊外小規模団地(2000万RM)、老朽船舶のスクラップ化(1200万RM)、農業入植(1000万RM)⁽²³⁾、造船(500万RM)等の事業が9月4、5日の緊急令により実施されることとされた。ここで注目されるのは、初めて意識的に雇用創出政策に赤字金融の方法がとられたことである。経済に「自助の為の援助」を与える手段たる租税証券(Steurgutschein)なるもの

が、雇用創出政策の担い手たる公共事業会社 (Gesellschaft für öffentliche Arbeiten) とレンテン銀行などの金融機関によって長期金融を補填するものとして利用されることになった。これにより、民間企業は、将来の国家歳入を先取りして総額15億 RM の信用を与えられた。また、追加雇用割増金 (Mehrbeschäftigungsprämien) による企業への雇用奨励措置もとられた。企業は、追加雇用労働者 1 人につき年間400 RM の賃金割増金を受けることができ(但し、租税証券で)、その総額は、7億 RM に達したと言われている。⁽²⁴⁾パーペンの9月4日緊急令によるこれら措置は、労働協約の弾力化(協約賃金率の切り下げ)や社会給付の一層の引き下げを伴うものであった。9月5日の緊急令によれば、労働者の追加雇用を行なった場合には、協約賃金率を50%切り下げることすらできた⁽²⁵⁾のである。経営者には減税、労働者には賃金カットという政策こそパーペン政権の社会的反動性を示すものとして、労働組合側の反撥は強まったが、組合側の雇用創出プランを示したヴラディミル・ヴォイティンスキー (Wladimir Woytinsky, 1885-1960, 1928~33ADGB 中執統計部長) が、この政策を歓迎するなど足並みが乱れ、有効な対応をなしえないままに終わった。パーペン・プランのプロジェクトには、具体性が欠けていた為、1932年12月11日のパーペン退陣迄に執行された予算(総枠は前述の如く3億 RM)は、2億3600万 RM にとどまり、⁽²⁶⁾失業問題に成果をあげることができなかったことは、前掲の失業者数の推移を見れば明白であった。

シュライヒャー政権は、1932年9月4日の緊急令廃止により産業界の不興を買ったものの、その支持なしには政権を維持できないこととは明白であったから、パーペンの雇用創出政策を継承することとなった。ただシュライヒャー政権になると、同政権の最大の課題たる失業問題には、最前政権の策定した予算規模を以てしては到底対応しえなくなり、ゲレーケは国・州・市町村が失業対策を行なう為の資金として6億 RM の支出を要求したが、ライヒスバンク(ハンス・ルーター総裁)は5億 RM の線で譲らず、結局シュライヒャー政権終焉の日1933年1月28日に雇用創出資金の5億 RM への増額が命令された。国は、ライヒスバンクを通じて雇用創出の為の手形保証を行なうのみで、5億 RM の予算措置は不要となった。いずれにせよ、シュライヒャーは自らの雇用創出政策の「成

果」を見ることなく退陣を余儀なくされ、「成果」は次のヒトラー政権の手中に収められることとなった。即ち、この5億RMの資金による雇用創出計画がヒトラー政権の雇用創出政策の土台を形成し、さしあたり同政権は既に用意された5億RMの資金を1933年6月1日に所謂第1次ラインハルト計画(Reinhardt-Programm)に従って70~80万の雇用創出の為に10億RMへと増額するだけでよかったのである。

2. ヒトラー政権の失業対策

(1) 第一次失業減少法

前述の如き公約にも拘らず、1933年5月迄の4ヶ月間は専ら政敵の駆逐や労働組合の解体など強権の発動による粗暴な体制固めの為に費された観があった。元来ヒトラーには従前の政権の⁽²⁷⁾とってきた政策に⁽²⁸⁾代置すべき何らの具体的な雇用創出プランの持ち合わせもなく、失業対策の具体化に乗り出したのは5月1日のことであつたと言われる。⁽²⁹⁾6月1日には「失業減少法」(Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 1. Juni 1933, RGBl.1933I,323.RABl.144)により失業対策に法的根拠が与えられた。その内容は、①公共事業に対する10億RMの支出(第1次ラインハルト計画)、②設備投資減税、③家政婦の雇用を行なつた使用者に対する租税優遇措置及び失業保険料減額、④新婦の結婚退職を条件とする「結婚貸付金(Ehestandsdarlehen)」の供与による婚姻の奨励、並びに⁽³⁰⁾未婚の有業者に対する増税、といった概ね4つの施策より成り立っていた。

① 第1次ラインハルト計画

これは、前述のパーペン・プランの再度の拡大版とも言えるもので、事業振興手形の発行による10億RMを資金として道路建設、住宅建設、河川の治水等の事業を行なうこととし、上記手形は1934年から1938年の5年間で毎年1/5ずつ償還することになった。言う迄も無く、これによる雇用創出が最重点施策に外ならない。当時の失業問題は、そもそも独占と合理化による過剰生産の帰結としての恐慌により決定的に深刻化したものである以上、更には独占の弊害により市場自体に最早早急な復元力が期待できない以上、財政インフレによる人為的な市場創設政策をとる、且つ労働力吸収効果が大きい上に民需に依存しない公共土木事業の

如きものが当面最適の施策であることは明白であった。しかも、こうした土木事業の多くは軍事的性格を多分に併せ持ち、失業減少と軍事力強化という一石二鳥の効果が期待でき、加うるに波及効果として自動車工業の振興、セメント等の建設資材の生産や道路建設用機械の製造や人造石油の生産の増大などがもたらされた。⁽³¹⁾しかしながら、他方では初年度の失対事業に対する支出額の約半分を労働賃金が占めてはいたものの、第1次計画のスローガンたる「奉仕」の原則の下にこれに従事した労働者の大多数の年収800 RM以下の低賃金であったと言われている。⁽³²⁾

② 設備投資減税

工業及び農業に於ける設備の更新の為に利潤の中から支出される金額については、所得税・法人税・営業収益税の課税が免除された。⁽³³⁾

③ 家政婦の雇用奨励

家政婦を雇用した者に対する所得税の減税は、家政婦3人迄を納税者の子と同一に扱う形で行なわれた。本措置の狙いが婦人の為の雇用創出を低コストで実現することにあったのは言う迄もないが、1936年の雇用者全体に占める女子の比率は1770万人中の550万人と、1920年代の状態に遠く及ばなかった。⁽³⁴⁾

④ 女子の結婚退職奨励

結婚貸付金は、新婦が結婚後就業しないことを条件に1000RMを上限として供与されることになったが、新郎が新婦退職後の空席に就くケースが多かったと言われる。家具及び家庭用備品購入の為の需要充足証券(Bedarfsdeckungsschein)で与えられる同貸付金は、平均で600 RMほどであり、8年以内に月賦で償還すべき無利子貸付金の形をとっていたが、償還額は子供が生まれる毎に1/4ずつ減少された。⁽³⁷⁾しかも、同貸付金は、全ての未婚者に対する特別税をその財源とし、この独身税は後に一般所得税と賃金税に併合された。⁽³⁸⁾世界経済恐慌により結婚を当面断念せざるを得なくなった男女は多数にのぼったと言われ、事実婚姻数も1929年の59万7000組から1932年には51万6800組へ著しく減少している。1933/4年に国から貸付金を受けたのは36万6000件にのぼり、婚姻数は63万8600組から74万200組へと急増したが、翌35年には65万900組(貸付金は15万7000件にすぎぬ)へと減少したのである。⁽³⁹⁾いずれにせよ、この措置は、未成年者や女子の退職と成人男子労働者の優先雇用を打ち出してい

た下部組織の活動が先行した NSDAP の方針に応えたものであったが、失業の実態は必ずしもこうした措置に直ちに照応するものではなかったようである。因みに、1933年6月に於て全失業者中に占める25歳未満の若年者の比率が26.1%であったのが1年後には18.8%へと低下しているのに対し、40~60歳の中高齢者の比率は同時期に26.4%から31.6%へと上昇している。これは、経済復興開始期⁽⁴⁰⁾にあつては、若年労働者の方がむしろ優遇雇用されたことを表わしている。

(2) 統計操作

ヒトラー政権による失業対策初年度に於ける目覚ましい「成果」に最も寄与するところ大であったのは統計基準の変更であった。即ち、1933年以降失対労働者、農業補助者、勤労奉仕者が雇用者として算入されることになったのである。以前は、これらの者は失業者の中に算入されていたのであるが、今や彼等は公式の失業統計中から姿を消すこととなった。因みに、1934年半ば迄に再就職したと称せられた350万人の中には、僅かな小遣い銭で農業に従事させられた約40万人の青少年とか、失業扶助の剝奪という威圧を受けるなどして地下建設工事や土地改良等の苛酷な労働に従前の扶助額を殆ど上回る事のないような低賃金で従事させられた60万人を超える失対労働者などが含まれていた⁽⁴²⁾。1933/4年の冬期に於て、失対労働は1932年に比べて8倍に増大した⁽⁴³⁾と言われているが、その実態を見るならば、メイスンの指摘しているように、その最大の恩恵を享受したのは疑い無く失業統計に外ならなかったと言えよう。

(3) 「二重所得者」追放キャンペーン

既にシュライヒャー政権下でも、複数の勤労所得源を有する世帯に対して、全ての失業世帯の為に従たる所得源を放棄するようにとの訴えかけが行なわれていたが、ヒトラー政権下になると NSDAP 党員は「二重所得者 (Doppelverdiener)」追放キャンペーンを展開し、次第に多くの党機関が関与しつつ、時には強烈な威嚇 (例えば強制収容所送り) を以て使用者に対して二重所得者と見做される被用者の解雇を強要するが如き行動も目立つようになった。こうした動きに対して、1933年10月26日付のライヒ労相及び経済相提出の閣議議案⁽⁴⁵⁾は否定的見解を明らかにして

いる。二重所得者なる者を明確に概念規定することが不可能であるばかりか、往々にして「最良にして最も有能なる人々」が党機関の干渉を通じて不利益を蒙ることになり、そればかりか「国家の権威」も脅かされ、「最悪の密告政治」を生み出すことになるというのがその理由とするところであった。確かにライヒ政府自らも二重所得者反対キャンペーンを1933年に展開してはいるが、退職或いは解雇を恫喝を行なって強要するが如き行動に対しては将来法的処罰を行なう旨の警告声明を発したことから明らかなように、政府はキャンペーンをプロパガンダの枠内にとどめようとしていたのである。

(4) 機械力使用の制限

民心を掌握し続け、体制を固める為にヒトラー政権の雇用創出政策は、早急に統計を始めとする目に見える「成果」を挙げることを必要としていた。そこで苦肉の策として考え出されたのが機械力の使用を出来るだけ制限することであり、1933年7月15日に「タバコ産業に於ける機械の使用の制限に関する法律 (Gesetz über die Einschränkung der Verwendung von Maschinen in der Zigarrenindustrie vom 15. Juli 1933, RGBl. 1933I,565)」⁽⁴⁷⁾が生まれた。同法により、タバコ産業に於ては機械の新規設置が禁止されたばかりか、あらゆる機械生産手段のスクラップ化が命じられ、その補償は新たな減税により促進された。また、1933～4年の地下建設工事及び土地改良の労働は、原則として手作業で実施された⁽⁴⁸⁾。このような措置がとられたケースにあっては、言う迄もないことだが、生産性なるものは当初から度外視されていたのである。

(5) 短縮労働

失業者数を減少させる最も簡易な方法として採用されたのは、労働時間の短縮を通じて労働を出来る限り多くの人々に分配しようという試みであり、「社会的」見地からする既存の職の再分配と並んで推進された。1933年6月28日の「失業減少法に基づく雇用創出措置施行令 (Verordnung zur Durchführung der Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen auf Grund des Gesetzes zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 28. Juni 1933, RGBl. 1933I,425)」は、失業減少法により着手される事業が週

40時間労働を義務付けられている経営者にのみ割り当てられる旨を規定し、⁽⁴⁹⁾間接的に労働時間の短縮を促進した。他方、経営者団体も北西ドイツ経営者連盟が加盟企業に対し週40時間労働実施の勧告を行なうなど週40時間労働というライヒ政府及びナチス党の方針には協力的姿勢を示し、⁽⁵⁰⁾その他繊維産業や印刷業に於ても同様の措置がとられたが、実行に移されたのは一部にとどまり、時間短縮への寄与は小さかったと言われる。⁽⁵¹⁾失業減少法に基づく週40時間労働規制も、元来それは暫定的措置であったこともあって、雇用創出政策の「進展」と共に重要性を失ない、翌1934年6月18日には廃止されている。景気回復による就業者数の増加と労働時間の増加が、かかる措置を無意味なものとしたからである。⁽⁵²⁾但し、1934年以降もかかる措置を必要とした産業が存続していたことは事実である。自給自足政策の結果原料輸入の急激な減少に見舞われた繊維産業がそれであり、とりわけ1934年7月19日の「繊維原料令」(Faserstoffverordnung vom 19. Juli 1934, RGBI.1934I,713)は、繊維産業の週標準労働時間を35時間と定めた。これにより、短縮労働に従事する労働者の数は、1929年と比較して、1935年に於ては3倍以上、1937年でもなお約2倍(年間平均)に達したといわれている。⁽⁵³⁾

(6) 職業訓練講習の実施

1930～1933年の見習・養成工の減少を背景とし、産業に十分な数の熟練工を供給する準備も兼ねて実施されることとなったのが、失業者に対する職業訓練講習であった。職安によって行われたこの施策は、失業者達の強いられる暇を職業訓練講習で埋めようとするものであったが、1933年にこの講習を受けたのは、僅かに11万6000人の職員と16万9000人の工業労働者であったにすぎない。その規模は、恐らく財政上の理由により、拡大されることなく終わったのである。⁽⁵⁴⁾

(7) 反体制派の解雇と職場交替

政権獲得直後に失業問題の解決を公約したヒトラー政権にとって、何にも増して重要であったのは、反対勢力の駆逐と独裁体制の確立であったから、失業問題への取り組みが後回しになったのと当然の成り行きであった。しかし、1933年5月に体制固めに一応の目途がつくと、ヒトラー

一政権にとって緊急の課題となったのは、ナチス党员や同調者といった自らの支持者の為の雇用創出であった。そこで早速この為の「特別行動 (Sonderaktion)」が開始され、「目覚ましい」成果を挙げることとなった。因みに、既に失業中であった国粹主義団体 (鉄兜団など) 構成員のうちで1933年10月迄に再雇用された者が40%に満たない地区は無い程で、中には40~70%に達した地区も幾つかあり、ザクセンでは1934年5月迄に何と96%に達する成果を挙げたと報告されている。1933年10月になると特別行動の再検討が行なわれ、組織の引き締めがなされた。優先的職業紹介の対象者の範囲が厳しく限定された。即ち職安により戦傷者と並んで優先的職業紹介を受けられるのは、(i)1933年1月30日以前からの SA, SS 及び鉄兜団の構成員, (ii)党员番号300,000未満のナチス党员, (iii)ナチス党及び同党の全関連組織の職務統轄者の地位に少なくとも1年間在る者のみとなった。しかし、旧労働組合員や SPD・KPD の党员から職を奪い、或いは労働市場から放逐することによって「創出」された雇用を政治的基準により再分配しようという動きは弱まることなく続いていった。労働組合や政党が解散を強いられた後となつては、彼等には最早身を守る有効な手段は何も残されていなかったのである。おまけに、SA やナチス党の下部機関が優先的職業紹介の対象者の範囲を強引に拡大しようとしたり、そうした団体独自の職業紹介所を開設するに及んで、前述の公式の優遇枠もかなり膨張する結果となり、そのしわ寄せは当然「マルクス主義者」に向かうこととなった。⁽⁵⁶⁾ SA やナチス党下部機関による独自の職業紹介が跡を断たなかったため、1934年8月10日の「労働力配分令 (Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften vom 10. August 1934, RGBl. 1934 I, 786)」は、ライヒ労働紹介・失業保険局 (Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) に労働紹介の独占的且つ排他的権限を付与した。⁽⁵⁷⁾ これにより、同局長官ズユー ルプ (Friedrich Syrup, 1881-1945, 元シュライヒャー内閣労相) がドイツの労働統制の元締めとなった。更に、この権限に基づいて発せられたのが「労働力配分に関する命令 (Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften vom 28. August 1934, DRA. Nr. 202)」であり、⁽⁵⁸⁾ 25歳未満の独身者を可能な限りその職場より駆逐し、これに代えて年長の扶養家族の多い失業者を雇用する義務が官民の企業の経営指導者に課せられた。

こうして25歳未満の労働者・職員(約13万人と称せられた)は原則として従来勤務していた職場から追われ、農業部門へと配転されることになった(「職場交替 Arbeitsplatzaustausch」)が、次の条件を満たす労働者・職員は対象から除外された(第4条)：(i)既婚男子(ii)労働所得によって家族の扶養に重要な貢献をなすことを要する者、(iii)現に徒弟関係にあるか、徒弟関係終了後1ヶ年未満の者、(iv)兵役を終え、国防軍から除隊した者、(v)最低1年間自発的勤労奉仕団に参加した者、(vi)特別行動隊に所属する者：(a)1933年1月30日以前からのSA、SS及び鉄兜団の構成員、(b)党員番号500,000迄のナチス党員、(c)1933年1月30日以前からの役員(政治指導者)。交替の結果空席を生じた職場は必ず失業中の年長労働者・職員を以て補充されなければならない、空席補充を行なわなかったり、従業員の減少を招来することは許されなかった(第8条)が、これに対する経営者の抵抗は無視できないものがあり、若年者の体力、低賃金(とりわけ21歳以下)と社会主義や労働組合による思想的汚染度が低い点などがその背景にあり、こうした「抵抗」が後述の意外な低失業率の理由の1つ⁽⁵⁹⁾になっていたとも考えられる。

とりわけ大恐慌以来の不況により労働力流出に見舞われ、労働力不足をかこっていた農業及びライヒ勤労奉仕団へと13万人を遙かに上回る若年労働力が投入され、農業の復興が図られることとなったが、既婚の農業労働者に対しても各種補助金の給付による労働移動の抑止策がとられた⁽⁶¹⁾。1934/5年度新卒者(高出生率世代)の参入にも拘らず、1935年11月迄の失業者に占める若年者の割合は1934年の18.8%から22.2%へと僅かに上昇したにすぎないが、これは職場交替の成果というよりは前述の統計基準の変更と徴兵制の導入(1935年3月16日再軍備宣言)による軍拡政策の進展によるところが大であったといわれる⁽⁶²⁾。

(8) 第二次失業減少法

ヒトラー政権が当面最も危惧していたことは、1933/4年冬期の季節的失業増加により自らの標榜する「雇用の戦い(Arbeitsschlacht)」が危機に瀕することであった。それ故に前述の如きなりふり構わぬ「雇出創出」措置がとられてきたのであったが、第一次失業減少法実施の為に用意された予算規模では冬期の失業増加には到底対応できないので、新たな計

画と予算の追加が行われることとなった。⁽⁶³⁾そこで、1933年9月21日の「第二次失業減少法」(Zweites Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 21. September 1933, RGBl. 1933 I, 651)に基づき、農業の負担軽減と補助金による建築業の振興といった形で冬期の季節的失業の最も多い産業にテコ入れし、雇用機会の減少を防止せんとする施策が打ち出された。即ち、建築物の修理・補完工事の促進、住宅の分割・改築の促進の為に総額5億RMの補助金(経費の50%を限度とする)の支出(同法第1篇第1条)を行ない、新築(1934~5年)小住宅(75m²以内)及び新築(1934~8年)自宅(150m²以内)に対する収益税・財産税及び州の土地税の全額免除と市町村(Gemeinde)の土地税の50%減税を(前者については1938年迄、後者については1943年迄)行なうと共に、農業・林業及び園芸(ブドウ栽培を含む)に対する土地税を1933年10月1日以降年額1億RMを限度として減税し(同法第2篇第1条)、国内の農業経営の生産した農産物を生産者自らが引き渡す場合に限り売上税を2%から1%に引き下げる(同法第3篇第1条)などした。1932年から翌33年への住宅建設数の増加は14.3%であり、1933年から翌34年への増加は50%の急上昇を示した。地下建設工事従事者数は、1932年3月の15万人から1934年12月には45万5000人へと3倍に増加し、ライヒ統計局の就業指数は、建築業に於て1932年の24.9から1934年の90.9へと3.65倍に急上昇した⁽⁶⁴⁾という。しかし乍ら、1932年度に大中都市に於て国の補助金を受けて新築された住宅が70%を占めていたのが、翌33年度には49%に減少した⁽⁶⁵⁾のであった。このことは、住宅建設の増加が国の補助金の成果というよりは、1933年初頭に始まる景気回復の所産であったことを示すものであると言えよう。これに伴い、建築材料(Baumaterial)や製材業(Holzindustrie)等の関連産業に波及効果が生じ、ライヒ統計局の就業指数は、例えば建築資材業に於て1932年の40.0から1934年の85.9に、製材業では同じく50.6から88.1へと上昇した。⁽⁶⁷⁾

失業者は、1933年11月に371万4646人と同年の最低を記録したが、翌12月には405万9055人へと34万4409人増加し、⁽⁶⁸⁾就業者数も約1443万9000人から約1374万1000人へと減少した。続く1934/5年冬期にあっては、雇用創出により体制の安定が確立されたとして失対労働が半減された結果、季節的要因による失業が急増⁽⁶⁹⁾(約70万6000人)し、それどころか1935/6年

冬期になると約81万4300人の増加を示したのであった。⁽⁷⁰⁾1935年1月には、なお約300万人、同年12月には250万人の失業者が記録されていることを見ると、1933/4年の「雇用の戦い」の宣伝的性格がおのずから浮き彫り⁽⁷¹⁾になってくると言えよう。

(9) 高失業地域への移住禁止

1933年に相次いで制定された失業減少法に基づく施策は、ナチス党の政権獲得時の公約と体制固めをにらみ、とりわけ冬期の失業増大を強く意識した応急的・過渡的性格のものにすぎなかったから、体系性・一貫性に欠ける点が多く見られたのは当然の結果であった。ドイツに於ける失業問題の地域的不均衡、とりわけ失業者の都市への集中、工業への労働力の移動及びその反面としての農業に於ける労働力不足こそが解決されなければならない課題となっていた。そこで、失業者の都市集中を規制・緩和し、むしろ失業者を可能な限り農村へ移動させることにより、農業の労働力不足の解消を図ることを目的として、1934年5月15日の「労働配置統制法(Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes vom 15. Mai 1934, RGBI. 1934 I, 381)」が成立した。組織的、計画的な労働配置政策を導入する根拠をもたらし同法を以てヒトラー政権の失業対策は新たな段階(第二段階)を迎えたと言える。ライヒ労働紹介・失業保険局長官は、高失業地域への労働人口流入(移住)(第1条)や、農業労働者(最近3年以内に農業に従事したことのある者を含む)の農業以外の職業への移動(第2条)を制限し、農業出身の労働者・職員(最近3年以内に農業に従事したことのある者)に農業への復帰を命ずる(第3条第1項)権限が付与され、失業者に対して職場移動の為に貸付金若しくは補助金の給付をしたり(第4条)、或いは逆に違反者(無許可就労者・無許可移住者・不法雇用主)に対しては、3ヶ月以下の禁錮(故意犯)・150RM以下の罰金(過失犯)及び失業扶助の不支給(第7条:第1, 2条違反者)といった罰則・制裁(第13条)が課せられることとなった。

労働配置統制法により居住・移転の自由及び職業選択の自由までも制限しうるような広範な命令権限を付与されたブュールプ長官は、同法に基づく失業調整の具体的措置の為に先ず「ベルリン労働配置統制令(Anordnung über die Regelung des Arbeitseinsatzes in der Stadt-

gemeinde Berlin vom 17. Mai 1934)」を発し、首都に封鎖地域(Sperrbezirke)を設け、同地域への失業者の流入を遮断すべく、1934年5月18日(同統制令施行日)当日ベルリンに住居無き者(労働者・職員)について、原則として職安の許可無くこれを雇用してはならないとした。1934年当時のベルリンの失業者数は50万人を超える水準にあったが、1年後には27万9000人、1935年秋になると20万人を下回るに至ったとされている。更にはハンブルク及びブレーメンにも1934年8月30日付の同様の統制令が発せられた。

こうした農村人口の大都市への移動防止策と並行して、1934年5月17日付の「非農業的経営・職業に於ける農業労働力の配置制限に関する訓令(Anordnung über die Beschränkung des Einsatzes landwirtschaftlicher Arbeitskräfte in nichtlandwirtschaftlichen Betrieben und Berufen vom 17. Mai 1934)」は、同令施行の当日若しくは過去3年間のうち52週間以上農業経営に在って何らかの形で農業労働に従事した者について、予め職安の許可を受けなければ、以後鉱山・精錬所・建築業・建築関連業・広軌鉄道経営に雇用しえないものとして、更には婦人労働者については、以上の業種に加えて果実・野菜業経営への勤務、ウェイトレス・料理人・女中としての勤務、接客飲食店への勤務についても職安の許可を予め受けるべきものとされた。この命令の効果は、不許可によるものよりも心理的作用の方が大きかった⁽⁷³⁾と言われる。

前述の移住禁止令は、極めて不可解なことではあるが、結局のところ極めて限定的にしか発令されなかった。ベルリン、ハンブルク、ブレーメンに続いたのは、1935年1月13日の住民投票の結果3月1日にドイツに復帰したザールラントのみであり、これも翌36年1月に解除されている⁽⁷⁴⁾。他の大都市、とりわけ中部ドイツにあっては、失業率も更に高水準であり、これらの都市が移住禁止の申請を当局に出していたにも拘らず、移住禁止令の発令を見ることはなかった⁽⁷⁵⁾のである。ベルリンは失業「減少」のシンボル或いはモデル・ケースであったろうし、多数のドイツ青年達が旧ハンザ都市であるハンブルクやブレーメンを足掛りとして海外に移住し、新天地で就職機会を獲得しよう企図していたことがナチスの人口政策及び人種政策から見て到底許容しうるものではなかったことは明らかである。また、復帰後のザールラントは極度の失業にあえい

であり、住民投票で約88%に達したドイツ帰属支持者の処遇と速やかなナチス・ドイツへの編入も焦眉の課題だったことであろう。⁽⁷⁷⁾このような移住制限の消極性の故に、その効果は極めて限定されたものとならざるを得なかったのは当然のことであり、ここでも最大の成果は宣伝効果に外ならなかったと言えるのではあるまいか。

(10) 国家及び党機関による雇用拡大

民間企業による雇用が景気の動向により大きく左右されることは言う迄もないが、ヒトラー政権誕生後の独裁体制の確立とこれに付随したNSDAP党機関と国家機関との混淆の結果、使用者としての国家及び党機関の役割はその肥大化に伴い益々大きなものとなった。徴兵制再導入後の軍拡による国防軍への若年層の吸収はその最たるものであったが、それ以外にも秘密国家警察(Gestapo)など警察機構の膨張、突撃隊(SA)、親衛隊(SS)の膨張、その他の新設国家・党機関が相当な影響を労働市場にもたらした⁽⁷⁸⁾と考えられるが、明確な数字を統計的に把握することはできない。

(11) 軍 拡

周知の如く、第一次世界大戦の敗戦により、ドイツは軍備を禁止されることはなかったものの、ヴェルサイユ条約(1919年6月28日調印)により大幅な制限を受けることとなった。しかし、1933年10月14日にジュネーヴ軍縮会議と国際連盟からの脱退をヒトラー政権が宣言し、1935年3月16日には遂にヴェルサイユ条約の軍備制限条項の破棄と徴兵制度の再導入による再軍備を宣言するに至った。ヒトラー政権3年目の1935年に至り、軍拡と「国防経済(Wehrwirtschaft)」確立が他の何物にも優先するというヒトラー本来の構想が公然と推進されるようになった。その結果、一切の工業政策は軍拡に従属し、社会政策も生産政策に従属するという図式は最早不動のものとなったのである。

1934年春迄の第一段階の失業対策に於ては、強力な消費の奨励や長期にわたる公共事業計画が欠けており、実質的な雇用創出効果に乏しく、むしろ見せかけの「成果」が生み出されるにとどまっていた。1936年になって軍備の為に110億RMが用意され(因みに1933年は15億RM)、そ

の波及効果として景気上昇が起こった。⁽⁷⁹⁾ 但し、その内訳を見ると、生産の拡大は軍需産業ないし生産財生産部門に於て顕著に認められ(不況の底にあった1932年と対比すると、1936年の生産財生産部門の生産指数は3倍以上に達し恐慌前の水準を遙かに上回った)、反面消費財生産部門では小幅(同じく3割弱増加)⁽⁸⁰⁾にとどまった。かかる状況は、「数量景気(Mengenkonjunktur)」と称せられた。インフレ無き生産増大(景気上昇)という意味である。従って、そこに大きな矛盾が内包されていたことは言う迄もない。即ち、軍拡の為には軍需品価格抑制が財政運用上必要となるが、軍需産業に対して利潤回復を保証し、且つ価格安定を図る為にはコスト・ダウンを要する。原料を始めとする生産手段の不足は必至であるから、賃金以外のコストが必然的に騰貴する以上、賃金の切り下げ以外にコスト・ダウンの途は無い。重工業原料の多くの部分を輸入に頼らなければならないにも拘らず、輸出不振による外貨不足の為に食料や消費財原料の輸入は制約されざるを得ないから、国内に於ける原料の配給を軍需産業優先とすれば、急速な農業生産の拡大や充分採算のとれる程の代用品(人造石油、合成ゴムなど)製造部門の発達が当面見込めない以上、国民の消費抑制、生活水準の低下は必然的である。消費物資が欠乏している以上、失業者は吸収されたとしても、国民生活はそれだけ窮乏化せざるを得なかった⁽⁸¹⁾のである。1933~36年に於て軍備の為に支出された国家予算が逆に民生・平和目的に充用されていたとしたら、失業はより速やかに、よりバランスのとれた形で、且つより効果的に減少させることができたとの指摘も、⁽⁸²⁾「数量景気」が上述の如き矛盾に満ちたものであったことを考えると、充分首肯しうるものである。

(12) 勤労奉仕団

既に1916年12月5日の「祖国補助勤務法 (Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst vom 5. Dezember 1916, RGBL. 1916, Nr. 276, 1333)」は兵役に就かない17~60歳の男子に労働義務を課し、軍需産業などへ動員した(但し所期の成果を挙げることができず、1918年10月12日廃止)ことが知られているし、ナチスの初期イデオログとして知られるエックルト(Dietrich Eckart, 1868~1923)が1919年に自らの主宰する *Auf gut deutsch* 誌上で唱えた「アルタマーネンシャフト(Artamanens-

chaft)」の思想の影響下に1922年にはマルク流出抑制の為に収穫期の農村にドイツ人青年を派遣して外国人(主としてポーランド人)労働力に代置せしめんとする「アルタム同盟」(Bund Artam)」が組織され、1924年以降「アルタム運動(Artambewegung)」として発展していった(1935年迄存続)。1925年には都市失業者を再教育して農業労働に習熟させることを目的とした Landwerk なる組織が設立されており、1928年にはアルタム運動を支持してきた NSDAP の中でゲベルスらが中心となって勤労奉仕キャンペーンに本格的に取り組むと共に、党綱領に於て勤労奉仕を兵役義務と同等のものとして位置付け、労働能力を有する全てのドイツ青年に勤労奉仕を義務付け、勤労奉仕を教育の場として重視するよう主張した。1931年7月23日の「自発的勤労奉仕奨励に関する命令(Verordnung über die Förderung des freiwilligen Arbeitsdienstes vom 23. Juli 1931, RGBl.1934 I, 398)」によりブリューニング政権は自発的(志願制)勤労奉仕制度を採用したが、これは都市の青年失業者を農村へと誘導し、失業対策の財政負担の軽減を図るものであった。財政負担軽減の為に、勤労奉仕実施の為の経費は失業保険や危機扶助費から支出されることとなり、そこで支給される補助金もこれら両制度の扶助受給資格者に限定された。勤労奉仕参加者(年齢制限は無い)への手当は、1人1日当たり僅か2RMにすぎず⁽⁸⁴⁾、期間は最長20週間とされていた。失業者が激増する当時の状況下に於ては、当然の事乍ら事業の規模は急速に拡大していった。自発的勤労奉仕参加者数を見ると、1931年8月の106人から、1932年3月の27000人以上へと急増している。不況と失業が最悪の局面を迎えた1932年になると、勤労奉仕の範囲を拡大すべく、7月16日(パーベン内閣)の「自発的勤労奉仕令(Verordnung über den freiwilligen Arbeitsdienst vom 16. Juli 1932, RGBl.1932 I, 352)」及び8月2日の「自発的勤労奉仕令施行規則(Ausführungsvorschriften zur Verordnung über den freiwilligen Arbeitsdienst vom 16. Juli 1932) vom 2. August 1932, RGBl.1934 I, 392)」が発せられた。改正点は、(イ)勤労奉仕団体に新たに指導者が任命されることとなり、(ロ)国家扶助受給無資格者も勤労奉仕に参加を認められ、(ハ)25歳未満という年齢制限が設けられたことにより勤労奉仕が青年を対象とするものとなり、(ニ)期間が従来の2倍の最長40週間に延長されたことなどであった。(以下次号)

〔注〕

- (1) L.Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Unveränderter Nachdruck des erstmals 1949erschienenen Werkes, Düsseldorf 1978, S.164.
- (2) H.Lampert, *Sozialpolitik*, Berlin, Heidelberg, New York 1980, S.138.
- (3) H.A.Winkler, *Der Weg in die Katastrophe. Arbeiter und Arbeiterbewegung in der Weimarer Republik 1930 bis 1933*, Berlin, Bonn 1987, S.23.
- (4) Ebd.S.24
- (5) Lampert, a.a.O., S.138.
- (6) P.Stachura, The Development of Unemployment in Modern German History, in : Stachura. (ed.), *Unemployment and the Great Depression in Weimar Germany*, the Macmillan Press, Houndmills London, 1986, p.14.
- (7) F.Syrup, u.a., *Hundert Jahre Staatliche Sozialpolitik 1839-1939*, Stuttgart 1957, S.211ff. 因みに第一次世界大戦前の各都市の失業者数は、以下の如く極めて少数であった。

ミュンヘン	(1912年2月10日現在) : 7006人
ドレーズデン	(1910年10月12日現在) : 2778人
ニュールンベルク	(1912年1月24日現在) : 2178人
ブレーメン	(1912年12月1日現在) : 2047人
ケルン	(1911年1月22日現在) : 1717人
マンハイム	(1910年1月30日現在) : 1057人
カールスルーエ	(1911年12月9日現在) : 171人
- (8) R.J.Evans, The Experience of Unemployment in the Weimar Republic, in : R.J.Evans & D.Geary (ed.), *The German Unemployed*, Croom Helm, London & Sydney, 1987, p.2.
- (9) 戸原二郎, 「ヴァイマル体制と失業問題」(東京大学社会科学研究所編, 「基本的人権」3, 東京大学出版会1968年 所収), 229-230頁。
- (10) インフレの収束を確定させたのは、通貨価値の安定と財政の均衡を重視した所謂「ドーズ案」(1924年4月9日連合国賠償委員会報告書。同年8月30日関係各国が調印した議定書の形で確認された)の実施であった。日本銀行調査局, 「ドイツインフレーションと財政金融政策」, 實業之日本社1946年, 第一部参照。

- (11) P.A.Köhler,H.F.Zacher(Hrsg.),*Ein Jahrhundert Sozialversicherung in der Bundesrepublik Deutschland, Frankreich, Großbritannien, Österreich und der Schweiz*,Berlin 1981, S. 122.
- (12) F.Kleis,*Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, Nachdruck der 1928 erschienenen Ausgabe,Bonn 1981,S.289ff.
- (13) Preller,aa.O.,S.165.
- (14) 以上 Köhler,Zacher(Hrsg.),a.a.O,S.78ff.及び Preller,a.a.O.,S.164ff.による。
- (15) Preller,a.a.O.,S.166.
- (16) Ebd.,S.168.
- (17) Ebenda.
- (18) 拙稿,「国民社会主義労働秩序の確立-1933年ドイツ労働組合運動の終焉-」,「北星論集(経済学部)」第26号(1988年3月)所収,参照。
- (19) W.Abelshauer,u.a.(Hrsg.),*Deutsche Sozialgeschichte 1914-1945*, München 1985,S.350.
- (20) Ebenda.
- (21) Ebenda.
- (22) M.Schneider,Arbeitsbeschaffungspolitik zwischen sozialer Reaktion und Zerschlagung der Gewerkschaften 1932 bis 1933,in : E. Breit(Hrsg.), *Aufstieg des Nationalsozialismus,Untergang der Republik,Zerschlagung der Gewerkschaften*, Köln 1984,S.151.
- (23) 入植政策がかくも小規模なものとなったのは,ブリューニング前政権の場合と同様に,東部ドイツの大農場経営者層の反対によるものである(Schneider,a.a.O.,S.151)。
- (24) Ebd.,S.152.
- (25) Ebenda.
- (26) Ebenda.
- (27) G.シュトルパー他(坂井栄八郎訳),『現代ドイツ経済史』,竹内書店 1969年(G.Stolper,u.a.,*Deutsche Wirtschaft seit 1870*,2. Aufl.,Tübingen 1966),149頁。
- (28) C.W.ギルボード(世界経済調査會編),『ナチス獨逸の経済建設』,財團法人世界経済調査會1944年(G.W.Guillebaud,*The Economic Recovery of Germany from 1933 to the Incorporation of Austria in March 1938*,Macmillan,London,1939),39頁。
- (29) 大蔵次官 Fritz Reinhardt(1895-1969)に因んでこのように称せられ

た。

(30) A.Kranig, *Arbeitsrecht im NS-Staat*, Köln 1984, S.191.

(31) 慶應義塾各國經濟研究會編, 『ナチス經濟及經濟政策』, 改造社1939年, 211頁。因みに, 1929年と1938年とを比較すると, セメントは5倍, 煉瓦は2倍弱, 砂利は5倍の消費増を記録したという。また, 福田喜東, 『ドイツ計畫經濟』, 河出書房1938年, 7-8頁によると, 産業別に見た失業者数の減少は下の如し。

産業別失業者数 (単位千人)

	1932年4月	1937年4月	減少数
総失業者数	4,978	798	4,189
内訳			
土木業	220	15	205
金属工業	972	70	902
鉱山業	501	53	448
建築業	27	4	23
化学工業	251	28	123
繊維工業	220	33	187
製衣業	300	34	266
製材業	307	73	234
運輸業	—	—	—

尚不熟練労働者の失業数を見ると次の如くである：

建築不熟練工	302	49	253
食料品其他の日用消費材 の生産に従事する不熟練工	181	37	145

(32) 慶應義塾各國經濟研究會編, 前掲書, 211頁。

(33) この免税措置は1934年10月に拡張され, 推定寿命5年以下の資本設備に関する全支出に企業の課税対象所得からの控除が認められたが, 1937年末に廃止された (ギルボード, 前掲書, 39頁)。

(34) T.W.Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939*, Opladen 1975, S.52.

(35) ギルボード, 前掲書, 40頁。

(36) 長守善, 『ナチス經濟建設』, 日本評論社1939年, 298頁。

(37) この事からも明らかなように, 出生率の向上も狙いの1つであった

「第一次四ヶ年計画期ドイツ国民社会主義失業対策 1933-36」(上)

(F.ノイマン〈岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳〉,『ビヒモスーナチズムの構造と実際ー』[F. Neumann, *Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism 1933-1944*, 2. ed., Oxford University Press, 1944], 135頁。

- (38) ギルボード, 前掲書, 40頁。
- (39) Mason, a. a. O., S. 51.
- (40) Ebenda.
- (41) R. Hachtmann, *Industriearbeit im 3. Reich* (Untersuchungen zu den Lohn- und Arbeitsbedingungen in Deutschland 1933-1945, Göttingen 1989), S. 37.
- (42) Mason, a. a. O., S. 48.
- (43) Ebd., S. 49.
- (44) Ebenda.
- (45) Kabinettsvorlage des Reichsarbeits- und Reichswirtschaftsministers vom 26. 10. 1933 : BA Koblenz, R 43 II, Bd. 537/2.
- (46) Mason, a. a. O., S. 53.
- (47) Syrup, u. a. a. O., S. 573. なお, 7月27日に第一施行令, 8月5日に第二施行令が発せられている。
- (48) Mason, a. a. O., S. 55. 7月28日第一施行令参照。
- (49) J. ゲルハルト (栗原佑訳), 『勤労の新理念』 (J. Gerhardt, *Deutsche Arbeits- und Sozialpolitik*, Berlin 1939), 226-7頁。但し, これは暫定的措置であり, 後に著しく緩和され, 1934年6月18日に廃止された。
- (50) Mason, a. a. O., S. 50.
- (51) 協調會, 『ナチス労働法』, 協調會1936年, 138頁。
- (52) ゲルハルト, 前掲書, 227頁。
- (53) Hachtmann, a. a. O., S. 41.
- (54) Mason, a. a. O., S. 55.
- (55) Ebd., S. 53.
- (56) Ebd., S. 54.
- (57) 労働力配分令第1, 2条 (協調會, 前掲書, 122-3頁参照)。
- (58) 同書, 123-5頁参照。
- (59) Mason, a. a. O., S. 52.
- (60) Ebenda.
- (61) 協調會, 前掲書, 128頁参照。
- (62) Mason, a. a. O., S. 52.

- (63) 福田, 前掲書, 117頁。
- (64) 協調會, 前掲書, 109頁。
- (65) 前述の如く, ヒトラー政権以前にパーベン・プログラムにより支給が始まっていた。
- (66) 長, 前掲書, 286頁。
- (67) 協調會, 前掲書, 109頁。
- (68) 菊池春雄, 『ナチス勞務動員體制研究』, 東洋書館1941年, 25-6頁。
- (69) F.ジールプ(木田徹郎訳), 『ナチス勞務配置政策の發展』, 東洋書館1943年, (F.Syrup, *Der Arbeitseinsatz und die Arbeitslosenhilfe in Deutschland*, Berlin 1936) 103頁。秋期(低位)から冬期(最高位)に至る失業者の増加状況は, 次の如し。
- 1927-28年: 110万9000人
1928-29年: 205万8000人
1929-30年: 211万4000人
1930-31年: 233万7000人
1931-32年: 217万4000人
1932-33年: 91万1000人
1933-34年: 34万4000人
1934-35年: 70万6000人
- (70) Mason, a. a. O., S. 55.
- (71) Ebenda.
- (72) Syrup, u. a., a. a. O., S. 416. なお, 同統制令施行後2週間で早くも6500人の失業者を就職させ, 3500人の少年を近隣の諸州へ, 3000人の少女を家事使用人としてベルリン市内の家庭に就職させるという成果が挙げられた (*Völkischer Beobachter*, 21. Juni 1934) と喧伝された (協調會, 前掲書, 122頁)。
- (73) Syrup, u. a., a. a. O., S. 418.
- (74) Ebd., S. 416.
- (75) Mason, a. a. O., S. 54.
- (76) Syrup, u. a., a. a. O., S. 416.
- (77) ザールラントの失業対策の為には, 特に多額の資金が準備された (Ebenda)。
- (78) Mason, a. a. O., S. 58f.
- (79) Ebd., S. 60.
- (80) 慶應義塾各國經濟研究會編, 前掲書, 212頁。

- (81) 同所。
- (82) Mason,a.a.O.,S.60.
- (83) 石田文次郎編著,『獨逸労働統制法』,有斐閣1944年,423頁以下,長,前掲書,259-260頁及び米本正,『集團勤勞讀本』,大化書院1940年,29-33頁。
- (84) 但し,支払いは作業の代表者(勤勞奉仕を組織する団体)に対し行なわれ,2 RM を衣食住の為に使い,勤勞奉仕参加者に少額の小遣い銭を与えることになっていた(ジールプ,前掲書,85-6頁)。
- (85) Syrup,u.a.,a.a.O.,S.355.

北星学園大学経済学部 北星論集第27号正誤表

頁・行	誤	正
表紙 11,12行目	相関分析と意味構造分析	相関分析と意味構造分析
1頁 16行目	四分の <u>一</u> にわたって	四分の <u>一世紀</u> にわたって
4頁 18行目	シンジケ <u>ア</u> ト	シンジケ <u>ー</u> ト
33頁 14行目	図1 <u>ゴ</u> ンドラチェフの波	図1 <u>コ</u> ンドラチェフの波
33頁 図1 中	<u>ゴ</u> ンドラチェフ・サイクル	<u>コ</u> ンドラチェフ・サイクル
34頁 7行目	70年 <u>中頃</u>	70年代中頃
130頁 16行目	<u>123</u>	<u>223</u>
254頁 13行目	分割表 <u>は</u>	分割表 <u>とは</u>
257頁 3行目	$f_r = \sum \frac{M^r}{I}$	$f_r = \sum \frac{M^r}{I}$
257頁下から 7行目	相関関係 <u>は</u>	相関係数 <u>は</u>
264頁下から 6行目	誤 $\theta = \sqrt{x^2/f_{rr}(u-1)}$	(4-4)
	正 $\theta = \sqrt{x^2/f_{rr}(u-1)}$ ($0 \leq \theta \leq 1$)	(4-4)
267頁下から 4行目	大きい。	小さい。
269頁 9行目	と呼ぶ <u>こと</u> に	と呼ぶ <u>こと</u> に
280頁 柱(欄外)	評定尺度法を用いた質問紙調査に於ける相関分析と意味構造分析の相補性	北星論集(経) 第27号
281頁 柱(欄外)	北星論集(経) 第27号	評定尺度法を用いた質問紙調査に於ける相関分析と意味構造分析の相補性
284頁下から10行目	pp.111-114	pp.111-140
298頁 8行目	(Vermögensverwalter)	(Vermögensverwalter)
299頁 表5 中	Gradmanu&	Gradmann&
299頁 表5 中	Hübner	Hübner
299頁 表5 中	mögensbera_	mögensbera_